

建築士事務所の処分等に関する要領

1 基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に監督処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

2 処分等の基準

建築士事務所の処分等は、別表第1の基準により行うこと。ただし、過去に処分等（文書注意にあっては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により監督処分を行う。

3 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分等を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭する。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の監督処分を行った場合は、当該監督処分に対する違反がないよう監視し、違反があった場合は、告発する。

4 処分等の通知

処分等を行った場合は、処分等を受けた建築士事務所の開設者の氏名又は名称、建築士事務所の所在地及び登録番号、処分等の理由及び種別（閉鎖の命令の場合は、その期間を含む。）、聴聞内容その他参考事項を国、他の都道府県及び県内特定行政庁に通知する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 建築士事務所の開設者等がこの要領の施行前にした行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月25日から施行する。

別表第1

処分の 根拠法令		処 分 事 由			処分等の基準
		違反者	違反行為	関係条文	
法 第26条 第1項	第1号 該当	開設者	虚偽又は不正の事実に基づく登録	第23条の3第1項	登録の取消し
	第2号 該当	開設者	絶対的登録拒否事由に該当	第23条の4第1項	
	第3号 該当	開設者	廃業等の届出 ^{けたい} の懈怠	第23条の7	
法 第26条 第2項	第1号 該当	開設者	延べ面積300㎡を超える建築物に係る書面 による契約義務違反	第22条の3の3	文書注意、戒告又は閉鎖
			名義貸しの禁止違反	第24条の2	
			再委託の制限違反	第24条の3	
			帳簿の備付け等及び図書の保存義務違反	第24条の4	
			標識の掲示義務違反	第24条の5	
			書類の閲覧義務違反	第24条の6	
			重要事項の説明等義務違反	第24条の7	
			書面の交付義務違反	第24条の8	
	第2号 該当	開設者	相対的登録拒否事由に該当	第23条の4第2項	戒告、閉鎖又は登録の取消し
	第3号 該当	開設者	変更の届出 ^{けたい} の懈怠又は虚偽の届出	第23条の5第1項	文書注意又は戒告
第4号 該当	管理建築士	管理建築士が懲戒処分を受けたとき	第10条第1項	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し	
第5号 該当	所属建築士	所属建築士が懲戒処分を受けたとき	第10条第1項	文書注意、戒告又は閉鎖	
第6号 該当	管理建築士	管理建築士である二級建築士・木造建築士 が免許の範囲を逸脱して設計・工事監理を 行ったとき	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項	戒告又は閉鎖	
第7号 該当	所属建築士	所属建築士である二級建築士・木造建築士 が免許の範囲を逸脱して設計・工事監理を 行ったとき	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項	戒告又は閉鎖	
第8号 該当	建築士事務 所に属する 建築士でない者	所属する無資格者が建築士の資格が必要な 設計・工事監理を行ったとき	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の3第1項 第3条の2第3項 第3条の3第2項	戒告又は閉鎖	
第9号 該当	開設者又は 管理建築士	閉鎖命令違反	第26条第2項	登録の取消し	
	開設者又は 管理建築士	報告又は検査 ^{きひ} の怠 ^ひ 避	第26条の2第1項	戒告又は閉鎖	
第10号 該当	開設者	前各号以外の業務に関する不正な行為		文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し	

備考

- 1 法第26条第2項第1号及び第2号、第4号、第5号の処分にあたっては、違反者である建築士に対して行われる懲戒処分の内容等を勘案して処分を決定すること。なお、違反者が建築士でない開設者の場合は、建築士であった場合の懲戒処分を勘案して処分を決定するものとする。
- 2 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うこと（例えば、文書注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消しとする等）。
- 3 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うこと。
- 4 情状をくむべき場合は、適宜軽減して処分を行うことができるものとする。
- 5 法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者とその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
<p>1 別表第1の基準により文書注意が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>	<p>戒告</p> <p>閉鎖</p>
<p>2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>	<p>3月以内の閉鎖</p> <p>3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し</p>
<p>3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき。</p>	<p>相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し</p>
<p>4 別表第1の基準により登録の取消しが相当であるとき。</p>	<p>登録の取消し</p>